

起草委員会資料1

小金井市長期計画起草委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4次小金井市基本構想及び第4次小金井市基本構想・前期基本計画の策定に資するため、小金井市長期計画起草委員会（以下「起草委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 起草委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）に提案を行う。

- (1) 第4次小金井市基本構想（素案）の修正
- (2) 第4次小金井市基本構想・前期基本計画（素案）の修正

(組織)

第3条 起草委員会は、小金井市長期計画審議会条例（昭和44年条例第6号）第7条の規定による専門委員である委員6人以内で組織する。ただし、起草委員会が認めた場合は、審議内容により委員以外の審議会委員が会議に参加することができるものとする。

- 2 起草委員会に委員長を置き、審議会会長をもって充てる。
- 3 起草委員会に副委員長を置き、審議会会長職務代理者をもって充てる。

(運営)

第4条 起草委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、起草委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 起草委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 起草委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、起草委員会に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年9月12日から施行し、審議会による第4次小金井市基本構想（素案）及び第4次小金井市基本構想・前期基本計画（素案）に係る答申の日限り、その効力を失う。